産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[安定型](平成30年2月度)

対象期間:平成 30 年 2 月 1 日 \sim 平成 30 年 2 月 28 日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量 〔規十二条の七の二 七 イ、規十二条の七の五 六 行

種類	数量(単位)										
廃プラスチック類	2,515.929	m³	(2	月)						
金属くず	89.554	$ m m^3$	(2	月)						
ゴムくず	0.600	$ m m^3$	(2	月)						
カブラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	1.070	$ m m^3$	(2	月)						
がれき類	384.400	m³	(2	月)						

残余容量(年度末時点) 〔規十二条の七の二 七 ハ、規十二条の七の五 六 ハ〕

測定年月日	平成	年	月	日	
測定結果					m³

展開検査の実施状況〔規十二条の七の二 七 二、規十二条の七の五 六 二〕

実施回数					□
	平成	年	月	日	
安定型産業廃物以外の廃棄物の	平成	年	月	日	
付着又は混入が認められた年月日	平成	年	月	日	
	平成	年	月	日	

浸透水のBOD又はCOD検査の実施状況と措置(月1回) 〔規十二条の七の二 七 ホ及びへ規十二条の七の五 六 ホ及びへ〕

採取場所		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
採取年月日	平成	年	月	日
検査結果が得られた日	平成	年	月	日
BOD		mg/リツ	基準値	mg/キネメ以下
COD		mg/リツ	基準値	mg/キネス以下
異常の有無		有	• 無	
必要な措置を講じた年月日とその内容				

計量証明書

株式会社近澤建設

特記事項

様



計量証明事業所 高知県 第605号(濃度)

試料の種類	浸出水	採取日時	平成30年2月19日	採取時刻	11:14		
試 料 名	処分場下流浸出水	採 取 者	f 弊社 (依光勇人)				
採取場所	株式会社近澤建設 埋立処分場	天 候	曇	気温 (℃)	11. 0		
受託年月日	平成30年2月19日	受託方法	弊社採取	水温 (℃)	8. 0		

御依頼を受けました試料についての計量の結果を下記のとおり証明致します。

記

Ē	量	の	対	象	計量の単位	計量の結果	基準	値	計	量	の	方	法	定量下限值
1	水素イオン	ン濃度	(pH)		_	8. 4	-		JIS K	0102	12.	1		-
2	生物化学	的酸素	要求	量	mg/L	0. 7	≦20		JIS K	0102	21,	32. 3		0. 5
3	電気伝導	率※1			mS/m	76	-		JIS K	0101	12			0. 1
4						以下余白								
5														
6														
7			ž.											
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14											51			
15														

備考

基 準 値:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号) 第2条

※1:計量証明対象外

総合判定:適合

計量証明書

株式会社近澤建設

様



試料の種類	浸出水	採取日	诗	平成30年2月6日	採取時刻	13:15
試 料 名	処分場土管出口	採 取 :	者	弊社 (西尾喜量・竹)	吉優樹)	
採取場所	株式会社近澤建設 埋立処分場	天	候	晴	気温 (℃)	5. 7
受託年月日	平成30年2月6日	受託方法	法	弊社採取	水温 (℃)	15. 2
特記事項						

御依頼を受けました試料についての計量の結果を下記のとおり証明致します。

記

Ē	量	の	対	象	計量の単位	計量の結果	基	準	値	計	量	の	方	法	定量下限値
1	水素イ	オン濃度	(pH)		-	8. 0	_			JIS K	0102	12.	1		-
2	生物化	学的酸素	素要求	量	mg/L	<0. 5	≦2	20		JIS K	0102	21,	32. 3		0. 5
3	電気伝	導率※1			mS/m	65	-			JIS K	0101	12			0. 1
4						以下余白									
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13						F									
14															
15															

備考

基 準 値:一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号) 第2条

※1:計量証明対象外

総合判定:適合